

◎ごみ集積所に出す時のルール

時 間	収集日の「日の出時間から午前8時30分まで」に指定されたごみ集積所に出してください ※収集日以外及び指定集積所以外には出せません	・多量（一度に 15kg 以上）に出る場合は清掃センター・不燃物処理場に直接持ち込んでください。 ・紙おむつは、可燃物で収集しますが、排泄物は必ず取り除いてください。 ・石、砂、土は持ち込めません。
容 器	可燃物は町指定袋で出してください。 ※可燃物以外は中身が確認できる袋などで出す	
大きさの限度	下記の出し方のルールを参照してください。	
一袋の重さ	片手で持てる重さ（最大7kg）でお出しください。	
梱包方法	こぼれないよう袋の口を縛ってください。	

分ける品目	出し方のルール
可 燃 物	○調理くず・残飯・木片・紙くず・ゴム製品・スニーカーなど ・調理くずなどは水切りを必ず行う ○布団・マットレス・カーペット・じゅうたん・ぬいぐるみ・鞆（金物などは外す） ・大きいものは 50cm 以下に切ってください ※紙製容器包装品・新聞紙・ダンボール・プラ製容器包装品・製品プラスチック・ペットボトルなどの資源物回収品目は出せません。
剪定木・草	○剪定した木・草（チップ化、たい肥化するための資源物回収です） ・長さ 50cm 太さ 5cm までに切ってひもで縛り、草は土を必ず取り除いて袋に入れ、袋の口を縛らずに出してください。（ひもや袋は収集しません） ・野菜・花などはいっしょに出さず可燃物として出してください。
金 物 （概ね 70cm 以下のもの）	○自転車（前輪を外す）・三輪車・傘（布は外し、外した布は可燃物）・ステンレスの水筒（プラスチック製ふた等は可燃物）・はさみや包丁（収集時に危険なため表示する）・ガスコンロ・石油ストーブ（灯油は空にする）など ・金網・鉄筋の金属廃材は小さく切ってください（産業廃棄物は出せません）。 ・自転車やトタンなど直接不燃物処理場に持ち込むものは切断不要です。
小型電化製品 （概ね 50cm 以下のもの）	○オーブントースター・扇風機・ファブリーター・掃除機・プリンター・電気ポット・時計・照明など ・50cm 以上の製品は直接不燃物処理場へ持ち込んでください ・冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、エアコン、テレビ、洗濯機、乾燥機の処理は全て販売店か指定取引所に持ち込んでください。 ・パソコンはメーカーにお問い合わせください。
ガラス・陶磁器くず	○窓ガラス・鏡・白熱電球・LED 電球・LED 蛍光管・茶碗・植木鉢 ・割れたものは収集時に危険なため、表示をして袋に入れてください。 ○コンクリートブロック・タイルのガレキ類（産業廃棄物は出せません） ・大きな塊や多量の場合は、小さくして不燃物処理場に持ち込んでください。
プラスチック製容器包装品 （資源物）	○洗剤やシャンプー等の容器（ラベルは取らなくてよい）、お菓子の袋・食料品袋・食品トレー・ペットボトルのラベルとキャップなど ・中を洗い、キャップがあるものは外し、つぶして指定袋に入れてください。 ・発泡スチロールは集積所には出せません
ペットボトル （資源物）	・プラスチック製容器包装品と袋を分けて出してください。 ・中を洗い、ラベルとキャップを取り除いて出してください。 ・ラベルとキャップはプラスチック製容器包装品として出してください。

※家具（テーブル・椅子・ソファ・タンス・収納箱など）は 50cm 以下に分解し、発生した木類、プラスチック類、金物、ガラスなどに分別してそれぞれの指定日に出してください。

※粗大廃棄物において、70 歳以上の高齢者のみの世帯など対象者に対しては「戸別収集事業」がありますので環境課までお問い合わせください。

◎出せない廃棄物（直接処理場に持ち込んでも受け付けません）

廃棄物で搬入できない品目	処理方法
農薬劇薬の容器・タイヤ・プロパンガスボンベ・農機具・バッテリー・二輪自動車・消火器・事業活動にともなう粗大廃棄物など	購入した店・処理専門業者に依頼してください

資源物回収品目及び出し方のルール

回収品目	主な対象物	出し方のルール
ダンボール	ダンボール	・貼ってある伝票やガムテープ等は剥がし、折りたたんでひもで結んで出す。
新聞紙	新聞紙（折込チラシを含む）	・封筒・紙袋などは絶対に混ぜない。 ・搬送時に使ったひもは持ち帰る。
雑誌・パンフレット	単行本・週刊誌・カタログ・封筒・はがき・ノート・コピー紙など	・プラスチックや樹脂加工した紙は外し、「可燃物」に出す
衣服・布類	古着・毛布（布団・ぬいぐるみなどは除く）	・洗って濡れないよう透明又は半透明のポリ袋に入れる。
紙製容器包装品	お菓子や食料品などの紙箱や台紙・牛乳などの紙パックなど	・中を洗ってつぶして出す。 ・大きいものは折りたたむ。
プラスチック製容器包装品	洗剤やシャンプーなどの容器、お菓子の袋・食料品袋・食品トレイなど	・中を洗ってキャップがあるものは外してつぶす（ラベルは取らなくてよい）。
発泡スチロール	発泡スチロール製の緩衝材	・貼ってある伝票やガムテープは剥がし、30 cm位に割って出す。
製品プラスチック	プランター・バケツ・衣装ケースなどの硬質プラスチック製のもの	・異物となる物は取り除く。 ・「ペットボトル」や「プラスチック製容器包装品」と区別する
スプレー缶	ガスコンロ用・整髪用・エアゾールスプレー缶など	・完全に使い切った後、風通しの良い場所で穴を開けてから出す。
金属のふた類	缶詰のふた、瓶ビールの栓など	・プラスチックのキャップは入れない。
空き缶	飲料缶・菓子缶（30 cm以内）・缶詰の缶	・中を洗い、アルミとスチールに分ける。
空きビン	飲料用・食料品用ビン、化粧品ビンなど	・中を洗ってキャップを取り除く。 ・白（透明）、茶、その他の色の3色に分別して出す。
ペットボトル	飲料用・食料品用	・中を洗ってラベルとキャップは取り除き、ラベルとキャップは「プラスチック製容器包装品」として出す。
乾電池	アルカリ電池・マンガン電池・充電式電池・モバイルバッテリーなど	・テープなどで絶縁処理を行って出す。
蛍光管	直管・丸型・電球型蛍光管	・割らずに出す（割れたものもOK）。

※上記の品目は資源物として収集しますので、廃棄物としては出せません。ただし、汚れが取り除けない場合などは廃棄物として出してください。

多量の廃棄物を清掃センター・不燃物処理場に持ち込むときのルール

- 清掃センターまたは不燃物処理場の受付で「廃棄物搬入許可申請書」に必要事項を記入してください。
- 適正処理するため分別分解して、所定の場所に置いてください。

- 家屋解体の廃材やガレキは、家族の人の手作業により発生したものに限り、生活系廃棄物（一般廃棄物）として、清掃センター・不燃物処理場に持ち込めます。

※申請書に区長の排出確認証明印が必要です。

（大掃除で出た場合は証明不要）

〔申請用紙は各処理場・役場本庁にあります。〕

※業者に委託した場合は事業系廃棄物（産業廃棄物）となり、町の処理場には持ち込めません。

- 多量の持ち込みをする場合は、事前（平日受付時間）に連絡をしてください。

- 清掃センター・不燃物処理場への搬入手数料は持ち込む重さに応じた重量制で徴収します。

※生活系廃棄物については、清掃センターと不燃物処理場へ搬入した量を合算し、下記の期間内で搬入量が500kgを超えた分を徴収します。

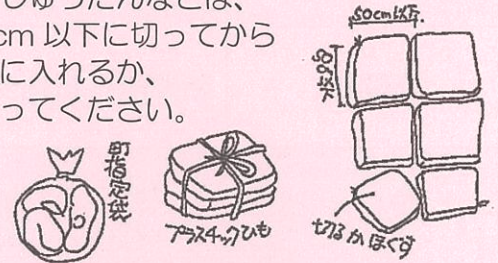
廃棄物搬入量累計期間及び搬入手数料
 累計期間 4月1日から9月30日まで
 10月1日から翌年3月31日まで
 ・搬入量が500～600kg以下のとき
 →搬入手数料 1,000円
 ・搬入量が600kgを超えるとき
 →搬入手数料 10kgあたり100円加算

- 各処理場に入ったら先に計量し、受付してください。廃棄物を指定の場所に降ろしたら、再度計量して搬入手数料をお支払いください。

○清掃センターへの持ち込み

焼却炉の投入口が90cmしかないため、小さくして持ち込んでください。

※布団・じゅうたんなどは、必ず50cm以下に切ってから町指定袋に入れるか、ひもで縛ってください。



※家具類、ベニヤ、木材などは、太さ5cm以下、長さ50cm以下にしてください。

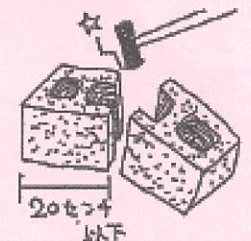
○不燃物処理場への持ち込み

不燃物処理場には、破砕する設備などが無いいため、事前に出来るだけ小さくして持ち込んでください。

※ガレキ類は20cm以下にする。

※家具類は50cm以下にする。

※金物類はそのままの大きさでもよい。



○剪定木・草の持ち込み

民間たい肥化施設への持ち込みとなるため、搬入する前に役場環境課か清掃センターの窓口で受付し、持ち込む剪定木等を確認、その後搬送していただきます。

※長さ2mまで、太さは抱えられる太さまでです。

※一作業の有効期限まで何度搬入しても構いませんが、すべて積算して搬入量が500kgを超えた分は搬入手数料をお支払いください。

★事業所から出る一般廃棄物は、直接処理場に持ち込むか、収集運搬許可業者に委託してください。

★事業所が持ち込むことができる廃棄物は、事務所（社員詰め所含む）・飲食店・旅館・寮保養所などから出る「紙くず（再生可能紙は除く）、残飯・調理くず」に限ります。それ以外は事業者の責任で適正に処理してください。

清掃センター（永井） TEL 396-0606

ミルクロード沿い（コメリさん北隣）

午前8時30分

～午後4時

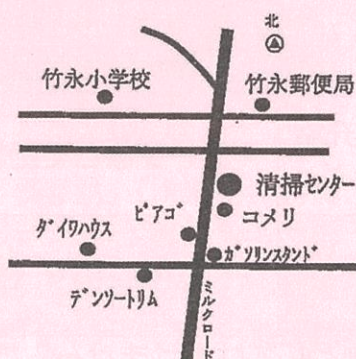
土・日曜日・祝日

・年末年始休み

搬入できる物

可燃物

資源物



不燃物処理場・リサイクルセンター（西菰野）

TEL 394-3007 近鉄湯の山温泉駅南2.5km

午前8時30分

～午後4時

毎日受付

（年末年始除く）

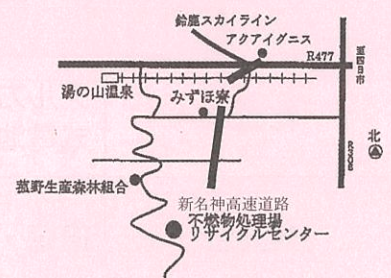
搬入できる物

金物

小型電化製品

ガラス陶磁器くず

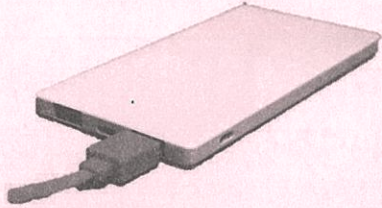
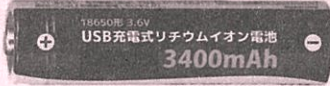
資源物



令和7年4月から充電式電池等の収集を開始します

これまで充電式電池・充電式乾電池・ボタン式電池等の一部については、販売店の電池回収箱へお出しいただくようお願いしていましたが、令和7年4月から各地区の資源物収集場所でお出しいただけるようになります。お出しいただく際はお住まいの各地区資源物回収場所にて乾電池と一緒にお出しいただくようお願いします。

◎収集可能となるもの

		
充電式電池 ・モバイルバッテリー等 (ニカド電池、ニッケル水素電池、 リチウムイオン電池など)	充電式乾電池 小型二次電池	ボタン式電池等 ・LR、SR、PR 等の品番は 問わない

※近年、廃棄物の収集中や破砕処理中に発火する火災事故が全国で増加しています。発火を未然に防ぐため、充電式電池等は、可燃ごみなどに混ざらないようにして、ビニールテープなどで端子部分を絶縁したうえでお出しいただきますようお願いします。

※膨張および破損した充電式電池（モバイルバッテリー等）については安全性の関係から、菟野町不燃物処理場・リサイクルセンターに直接持ち込んでください。

製品プラスチックの出し方

「製品プラスチック」とは「プラスチック製容器包装品」、「ペットボトル」以外のプラスチックでできている製品です。収集した製品プラスチックはプラスチック製品の原料となるペレットなどにリサイクルされており、この取り組みが令和6年3月に県内初となる環境大臣・経済産業大臣の認定を受けました。限りある資源を有効活用して廃棄物の排出抑制に繋げ、CO2 排出抑制を目指す「ゼロカーボンシティ」を実現するため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

出せるもの	・プラスチック製のちりとり、バケツ、プリンター、衣装ケースなど →PP（ポリプロピレン）、PE（ポリエチレン）の表記がなくても出せます。
出せないもの	・プラスチック製の電化製品（電池式のおもちゃ、充電器など） →小型電化製品の日に出してください。 ・CD、ビデオテープ、ゴム製品など →可燃物の日に出してください。

★出すときのお願い

- ・「プラスチック製容器包装品」（洗剤等の容器、ペットボトルのラベルとキャップなど）は出さないで下さい。
- ・金属やゴム類が付いている場合は取り外して出してください。
- ・汚れているものは洗ってください。汚れが取れないものは可燃物の日に出してください。